

## 平成 24 年 3 月土庄町議会定例会会議録

告示第 9 号

平成 24 年 3 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 24 年 2 月 20 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 24 年 3 月 5 日（月）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 24 年 3 月 5 日（月曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（上川正衛君）

おはようございます。

なにかとお忙しい中、3 月定例会を開催いたしましたところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

先ほど議会広報委員長、泊満夫君より議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、表彰状及び記念品の伝達を行います。去る 2 月 17 日、第 63 回香川県町村議会議長会定例総会におきまして、香川県町村議会議長会会長から、議員 10 年以上在職自治功労者として太田和博議員が表彰を受けられました。これより表彰状及び記念品の伝達を行います。

（議長から太田和博議員に表彰状及び記念品の伝達）

続いて全国町村議会議長会会長から地域の振興発展及び住民福祉の向上のため、議会の活性化に努めた功績により、50 年ぶりに土庄町議会が表彰を受けておりますので、報告いたします。以上で表彰状及び記念品の伝達を終わります。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

おはようございます。

本日、平成 24 年 3 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からまもなく 1 年が経過しようとしております。今、冬の厳しい寒さの中にあって、多くの被災者が悲しみや困難を乗り越え、一步一步復旧復興に向け取り組まれており、被災地の方々の粘り強さや行動力に敬服いたしております。社会の中でお互いに助け合う心を育むこと、温かい地域社会を形成することの大切さを改めて認識しているところであります。

ところで、国の新年度予算案は、いまだ不透明ではございますが、わが町におきましては、私の掲げる行政運営の方針に基づき、平成 24 年度予算案を編成し、本日上程しております。詳細につきましては、施政方針で述べさせていただきます。

本日提案の議案につきましては、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算をはじめ補正予算関係が 7 件、平成 24 年度の各会計当初予算関係が 12 件、辺地に係る総合整備計画が 1 件、条例関係が 17 件、瀬戸高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更が 1 件、工事請負契約の変更が 1 件、人事案件が 1 件の合計 40 件でございます。本 3 月議会は、平成 24 年度のわが町における基本方針をご審議いただく定例会でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いたします。

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（上川正衛君）

さる 2 月 27 日議会運営委員会を開催いたしまして、今期議会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。本委員会は、2 月 27 日委員会室におきまして、今期 3 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず会期でございますが、本日から 23 日までの 19 日間とし、本会議の開催日は、本日より 6 日、21 日、23 日の 4 日間を予定しております。

各常任委員会に付託する予定の議案の審査日は、あらかじめ配布いたしました日程表をご参考にしていただきたいと思います。

次に会議の進め方ですが、本日は冒頭に各委員長から閉会中の継続調査結果についてご報告をいただき、その後これに対する質疑を行います。

引き続き、9月定例会におきまして、継続審査になっております平成22年度の決算の認定について討論、採決をお願いいたします。

続きまして、町長より平成24年度施政方針大綱、平成23年度補正予算、条例関係、平成24年度当初予算の各議案を一括して提案、説明を受けます。その後、人事案件であります諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑採決をお願いし、散会する予定でございます。

6日の本会議では、まず初めに、補正予算に関する議案第1号から第7号までと条例関係議案第27号、31号、34号及び議案39号の質疑、討論、採決を行います。その後、平成24年度施政方針大綱に対し、質疑、続いて残りの条例関係及び平成24年度当初予算に関する議案の質疑を行います。質疑が終わりますと、全議案を各常任委員会へ付託、審査をお願いし、散会といたします。

21日の本会議は、一般質問を予定しております。一般質問の通告期限は、明日6日正午を締め切りとしております。質問は提出順にさせていただき予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最終日23日は、各委員長より付託議案の審査結果報告を受け、これに対し、質疑、討論、採決を行います。次に、議員提案であります発議として、条例を1件提案し、質疑、討論、採決を行う予定としております。最後に、各委員長から提出されました閉会中の継続調査の申出を採択し、今期3月議会定例会を終了する予定でございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

## 平成24年3月5日（月曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（糸 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住 民 環 境 課 長（中井俊博）	人権対策課長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（堂山完二）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総務課課長補佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

## 議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

平成24年3月土庄町議会定例会  
議事日程（第1号）

（平成24年3月5日招集）

平成24年3月5日（月曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、  
水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、新小学校調査特別委員会）
- 第 4 平成24年度施政方針大綱について
- 第 5 議案第 1号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第10号）
- 第 6 議案第 2号 平成23年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第 3号 平成23年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第 5号 平成23年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 6号 平成23年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 7号 平成23年度土庄町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 8号 平成24年度土庄町一般会計予算
- 第13 議案第 9号 平成24年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第14 議案第10号 平成24年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 平成24年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 平成24年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 平成24年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 平成24年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 平成24年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成24年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成24年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成24年度土庄町水道事業会計予算
- 第23 議案第19号 平成24年度土庄町病院事業会計予算
- 第24 議案第20号 土庄町辺地に係る総合整備計画について
- 第25 議案第21号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部  
を改正する条例
- 第28 議案第24号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第25号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第26号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第27号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例

- 第32 議案第28号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第29号 土庄町国民健康保険土庄中央病院使用料、手数料条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第30号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第31号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第36 議案第32号 土庄町総合計画策定条例
- 第37 議案第33号 土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第38 議案第34号 土庄町アクティブ大鐸の設置及び管理に関する条例
- 第39 議案第35号 土庄町企業誘致条例
- 第40 議案第36号 土庄町水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第41 議案第37号 土庄町病院事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第42 議案第38号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第43 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 第44 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

## 開会、開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、今期議会は、本日から 23 日までの 19 日間を予定いたしております。運営等につきましては、スムーズに審議が出来ますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 24 年 3 月土庄町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

## 諸般の報告

○議長（上川正衛君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、監査の報告を受けております。お手元に報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

## 会議録署名議員の指名

○議長（上川正衛君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 10 番 井上正清君、11 番 川口幸路君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（上川正衛君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 3 月 5 日から 3 月 23 日までの 19 日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの19日間と決しました。

## 閉会中の継続調査結果報告

○議長（上川正衛君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

それでは、1月30日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、順次、ご報告申し上げます。

企画課。まず町立介護サービス事業所の運営について。

土庄町の人口推移予測については、平成22年人口は15,154人に対して、65歳以上人口は5,077人が平成32年には人口12,814人、65歳以上5,613人と約44%占め、20年後、平成44年ですかね、人口は1万人を切ると予測されております。

介護サービスを利用するためには、ケアプランが必要であります。ケアプランの作成業務に従事するためには、ケアマネージャーの資格が必要でございます。ケアマネージャーというのは、利用者の立場に立ち、自立支援を目指し、ケアプランを作成するという介護保険の中心的な職種にあり、高い専門性が求められています。

現在のやすらぎには、ケアマネージャーは、8名でございます。全員嘱託職員です。ケアプランの作成は、増加の傾向があります。

介護サービス提供を行うため、嘱託職員として勤務しているケアマネージャーを選考し、正規職員として採用することで人材確保に努めるものでございます。

このような状況から正規職員化をはかり、介護人材確保に取り組み、高齢者が安心して暮らせる町を目指すものでございます。

次に、臨時的任用職員への退職手当一括支給については、臨時職員等の就業規則、給与等支給規定を見直し、整理することでございます。

平成23年10月1日現在、正規職員の補完的な役割を担う臨時的任用職員は、

187名が在籍しています。臨時的任用職員に対する退職手当支給の取り扱いについては、県下の市町においては、関連法規がなく、支給していない状況です。土庄町の現状は、給与等支給規定により、退職手当を支給しています。

今回、例規を見直すことにし、退職手当の支給に関する規定を削除することにより、長期的な債務の軽減を図ろうとするものです。退職手当を一括支給すれば、一時的な歳出は増額となりますが、将来に向かっての債務を清算できます。退職手当一括支給は、地方公務員法の規定に基づき実施するものでございます。

委員から、8人全員を正規職員とするのかとの問いに、執行部より、一般教養、面接などの選考を行い、結果により、全員になるかどうかを判断するとの回答がありました。

また委員から、187人の臨時職員について正規の職員と同じ仕事をしている職場もあり、人件費を抑えるのはいいが、臨時職員の不満も残るのではないかと。もう少し考える必要があるのではないかと意見もありました。執行部より、任用をはっきりし、地方公務員法に沿って実施しますとの回答がありました。

次に、新たな休業制度の創設について、地方公務員法の一部が改正されることから、それに伴い条例を定めて、職員が自らの意思で公務に関する能力向上のための学習を行う便宜を図る条例を制定するものです。

まず、自己啓発休業制度。趣旨は、複雑・高度化する行政課題に対応できるよう職員の能力開発を促進する観点から、職員自らの発意に基づいて職を保有したまま大学等における過程の履修、または国際貢献活動のため、休業することを認める制度であり、期間は大学等における修学のための休業2年の範囲内、国際貢献活動のための休業3年の範囲内ということになります。職員としての身分は保有するが、職務に従事しないことから給与、手当等は支給しないという内容であります。

もう1点が修学部分休業制度で、これについては様々な課題に迅速かつ適切に対応することができる職員が求められている中で、職員が無給の休業時間を活用し、自発的に公務に関する能力向上を図る制度であり、期間はあくまでも常勤職員としての範囲内の休業ということで、一週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内ということになります。2年以内の期間を設けています。給料については期間中、1時間あたりの給料、調整手当等を減額して実施するものであるとの説明がありました。

委員からは、修学部分休業制度について、具体的にどのようなものかとの問いに対して、執行部からは、1週間の内の1回か2回、自分でお金を出して行く。それに対しての休業制度で、職務に支障がない範囲となっている。との回答が

ありました。

また、委員から、週のうち半分仕事をしないでできる業務なら、必要がないのではという問いもありました。執行部からは、期間については検討するとの回答でありました。

次に債権管理室について。

県下の状況は、8市9町のうち、4市2町が債権管理課または債権管理室を設置している。土庄町では、平成23年度4月1日付けで、税務課で債権管理室を創設し、債権管理対応マニュアルの作成、職員の意識、知識のスキルアップへの取り組み、また、県税事務所と連携し、町税を中心に債権の回収を進めている。土庄町においては、担当の税務課長が税外未収金等について踏み込もうとすれば、税本来の業務量から判断し、実態把握などをすることは困難である。そこで今回専門の部署として債権管理室を課担当室として設置することが、より効率的であると判断した。現在は、複数の税目、料金を同時に滞納している重複滞納者に対し、それぞれの担当部署が別々にアプローチしている状況でございます。効率的で効果的な徴収事務ということから、債権管理室を今回課担当室として立ち上げようとするものであります。職員数については、4人体制による2つのグループで業務するとのこととございます。2名は、業務の補助を行う者として、新規に職員採用する。受験資格については、戦力になる人員の確保を考慮し、銀行、信販会社、あるいは国税局など債権回収の実務経験者等を候補に募集するとのこととございます。

委員からは、債権管理室をつくるということは、滞納が増えているのかとの問いに、執行部から毎年滞納額が増えているとの回答でありました。

また委員から、4人でも債務処理を全部するのは無理だと思うが、体制をつくることはよいことであるとの意見がありました。

次に税務課。

債権管理の現状と入湯税条例の一部改正について説明を受けました。

まず、債権管理の現状ですが、町全体の滞納額は5億5千万円に達しております。税務課では、今年度設置された債権管理室を中心に、所管する町税滞納者に対し、積極的に納税相談、滞納整理を行い、個人40名、法人15社、滞納額1億2,293万円の債権の保全を行ったとの報告を受けました。

その内訳は、地方税法第48条による県税事務所に移管したものが、22件、784万円、納税相談により分納計画を取り付けたものが、21件、1億371万円、競売等により裁判所に対し交付要求したものが、8件、323万円、納税相談により、年金、給与、不動産の差し押さえを実施したものが4件、815万円となっているとのことでした。

次に、入湯税条例の一部改正について説明を受け、入湯税の課税免除規定の中で、第 142 条第 3 の修学旅行を目的とする高等学校以下の者を学校教育上の見地から行われる行事を目的とする高等学校以下の者と改め、現状の観光形態に則し、また、今後のわが町の観光戦略を見据えた上で、幅広く減免規定が適用できるよう改正するものです。併せて、納税申告書もより透明性の高い申告書に改めるとの説明がありました。

委員からは、今までの入湯税の申告については不透明であり、実態調査したことはあるのかとの質問に対して、執行部からは入湯税は申告納税であり、調査は実施したことはありませんとのことでした。

また、委員からは今年度 1 億 2 千万円の債権の保全をしたとのことだが、来年度、債権管理室を独立させたら、職員数に見合う実績が上げられるのかと質問に対して、執行部からは、今年の実績は町税、強制徴収権のあるもので、なおかつ、大口滞納者との話し合いの中で上げられたものであり、来年度以降は、私債権、少額滞納者、納税意識の低い者が対象となるので、今年以上の実績を上げるのは難しいのではないかと回答がありました。

各委員からも、町にとって大きな問題である債権管理は、早急に進めていかななくてはならないと意見は一致したが、住民との対話を十分に行い、行政対住民の対立にならないよう対処することを要望がありました。

総務課。

総務課からは、超高速ブロードバンド整備促進事業について、香川県下の平成 22 年度末の超高速ブロードバンド世帯カバー率は、約 83.1%です。未着工は土庄町、小豆島町、直島町の 3 町です。

今回計画の超高速ブロードバンド整備は、小豆島全域において、光ケーブル新設について、国、香川県、小豆島町、民間業者 NTT と取り組んで参りました。国費による、公設民営も検討しましたが、管理運営の問題により、民設民営による新設を計画しております。香川県も県費補助の見通しがつき、来年 24 年度より、3 年間ほど限定で、民設民営の場合でも補助される予定でございます。

整備対象地域は、小豊島を除く全地域を対象とし、対象部分は、電柱までとし、引き込みは除きます。整備、運営手法は、民設民営によるもので、町負担金は、3 分の 2 を想定しています。整備計画の工程は、平成 24 年度から 25 年度の 2 か年間で、総事業費 8 億 5,400 万円、負担金 5 億 6,933 万、平成 24 年度は、土庄局の 5,271 世帯、事業費 3 億 5,000 万円、負担金 2 億 3,333 万 3 千円、平成 25 年度として北浦局、大部局、豊島局の 1,686 世帯、事業費 5 億 400 万円、負担金 3 億 3,600 万円です。財源は過疎債、県補助は 10 分の 1 です。

続きまして、防災行政無線デジタル化事業について、現在の防災行政無線は、

アナログ式で平成 5 年度末に新設され、17 年が経過し、取替部品も製造中止となっておるとのことでございます。

今回の更新は、最小限度の費用で、将来デジタル化に対応できるように、計画しています。更新か所は、本体 1 基と各公民館設置の遠隔制御装置 5 基です。両機とも、新しいものはアナログとデジタル式無線両立対応です。将来のデジタル化に対応可能でございます。無線法はアナログ式ですが、デジタルによる接続が可能で、消防庁よりの情報が自動にて瞬時に各家庭の戸別受信機に放送されるよう改善されます。更新の事業費は約 5,000 万円との説明がありました。

委員からは、豊島への海底ケーブルは同じ年にするのか、試算については NTT のものかの問いに、執行部より海底ケーブルは 25 年度で、NTT による試算であるとの回答がありました。

委員からは、町の負担が約 5 億 7 千万の話なので、NTT を鵜呑みにせずに削れるものは削るようにしてほしいとの意見がありました。

最後に農林水産課。

災害復旧事業の分担金について、農業用施設の改修等の事業については、土地改良事業と災害復旧事業に大別され、土地改良事業は、一般に、土地の環境条件を整備し、あるいはその利用状況を変えて、農業上の利用度を増進するもので、補助金制度等を活用して、農道や水路の整備を行っていくもので、土地改良法では、原則として、事業の受益者について、利害関係を有する者の意思に基づき、費用を負担することによって土地改良事業を施行するものとの説明でございました。

また、災害復旧事業は、国庫補助の対象となるものとならないものがあり、国庫補助の対象となるものは、災害時の雨量が最大で 24 時間雨量 80mm 以上で、一か所の工事費の費用が 40 万円以上との条件があるとのことでございます。

国庫補助の対象にならない災害復旧事業については、幹線的な農道、水路で公共性及び事業効果が高い箇所については、町費で復旧を行い、その他の農業用施設については、受益者が管理を行っていくという土地改良事業の観点から、生コンクリート等の材料を町が支給し、受益者が復旧整備を行っていくものであるという説明がありました。

委員からは、今までの制度については理解できるが、以前のように、地域の多くが農業に取り組んでいた時代と違い、自力での復旧作業が困難になっていく中、食料自給率の向上や地産池消の推進など、将来の土庄町の農業を考えた場合、耕作放棄地対策や担い手不足の解消も視野にいれて、総合的に判断した上で、災害復旧事業の受益者負担についても考えてもらいたいという意見も出されました。

執行部からは、現行では、災害の国庫補助対象にならない場合の復旧工事については、原材料支給する形でしか制度としてなく、これからの農業を守る上では、道が直らなければ、その先の農地も荒廃地となる原因となるが、現制度しかないのが現状であり、国の事業に乗ろうとしても、国の制度自体がまとまった農地に対するものが多く、単一の農地に対するものは困難である。委員の指摘のとおり、農業地域の現状が変化していく中、事業負担のルールも必要であるが、制度との兼ね合いも見ながら、町単独の事業や県の事業を利用することや制度自体についても検討を行いたいとの回答がありました。

最後に、執行部に対し、農業用施設事業については、受益者等と十分コミュニケーションをとって、進めていただきたい。土庄町の農業の将来像を視野に入れて検討することを依頼し、予算についても、委員会として要望していくということで、審議を終了いたしました。

最後になりましたが、実は同僚議員、当管轄の委員より、肥土山浄水場建設に係る実施設計業務について、大変詳しく調査した結果報告がありました。まさに現状では、業者のことを鵜呑みにしすぎており、大いに反省し、これからは、議会も、執行部もチェック体制を強化するということを協議いたしました。

以上が当委員会の報告であります。ありがとうございました。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 09 時 56 分

再 開 午前 10 時 13 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（上川正衛君）

再開いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

それでは、閉会中の教育民生常任委員会の調査報告をさせていただきます。

調査事項については、生涯学習課の大部公民館建設事業、旧大鐸小学校校舎改修事業について、2番目に教育総務課の幼稚園、保育所の耐震診断結果についての報告、3番目には、福祉課の介護保険について、4番目に、健康増進課の介護サービス事業について、5番目に住民環境課の東日本大震災に係る災害廃棄物の受け入れについてを調査いたしました。

まず最初に、生涯学習課については、大部公民館建設事業並びに旧大鐸小学校校舎改修事業については、建設現場を視察をいたしました。

大部公民館建設工事について説明を受けました。建物につきましては、鉄骨造平屋建て延べ床面積、496.28㎡であります。

工事の進捗状況ですが、建築主体は、ほぼ50%、建物基礎、鉄骨組立、屋根葺きが終わる段階でありました。電気設備工事は、建築本体工事との関連で約10%であります。機械設備工事についても、約30%で浄化槽の設置と給水引き込み工事が終わっております。

次に旧大鐸小学校校舎改修工事現場ですが、外壁塗装工事等が終わり、足場が撤去されており、あとは電気設備工事、給排水衛生設備工事、外構工事等が残っております。

委員からの質問であります。大部公民館並びに大鐸の竣工予定につきまして、執行部より、大部公民館は予定の6月、大鐸については、3月11日に竣工式典の予定ですとの回答がありました。

次に教育総務課に参ります。

幼稚園、保育所の耐震診断結果についてです。

平成23年度に耐震診断をしたのは、大鐸幼稚園、北浦幼稚園、大部幼稚園と

愛の園、四海の双葉保育所・豊島の瞳保育所と子育て支援センターです。

診断結果は、大部幼稚園、瞳保育所、子育て支援センターの3か所が耐震基準に達していないことが判明いたしました。これらの施設は、耐震補強、もしくは建て替えの必要があります。特に大部幼稚園は、当時からの施工状態も悪く、早急な改修が必要と思われます。また、豊島の瞳保育所につきましては、現在、社会福祉法人イエス団にお貸ししております、公設民営の形をとっておりますので、改修等につきましては別途協議が必要です。担当課といたしましては、できるだけ早い時期に対処したいと考えておりますとの説明がありました。

委員からの主な質疑は、大部幼稚園の耐震補強で2,600万、改築で3,000万、これは耐震診断の時に概算で出たのかの質問に対しまして、執行部から、耐震診断をするのと同時に、その建物が耐震性がない場合ですが、どういう耐震補強の方法をとればいいのかということまで検討するような委託内容となっております。それによって金額を計算しています。

また、委員から、教育委員会としてはこれから先何年くらいで改築する考えであるのかの質問に対しまして、執行部より、大部については、新年度予算で計上させていただいている。まず、これについては県とも協議をいたしまして、耐震補強の2,600万円につきましては、鉄骨ブロック造であり、当時の建設施工状況が、はっきりいって手抜きの部分も何か所もあり、それをすべて直していく。骨組みだけを残して全部取り除きやりかえるのに近い、そういう部分での2,600万、それから改築で160㎡、3,000万というのは、今現在280㎡ほどあるが、子どもの数に併せて、相当始末をしてやり変えた場合、それくらい必要だという結果との回答がありました。

次に福祉課です。

介護保険制度の仕組みの説明を受けた後、介護保険の第5期の保険料計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間の介護サービス見込み量における保険料の算定を、資料に基づき説明を受けました。この資料は、既に皆さまにはお渡ししておりますので、既に読まれた方もおられると思いますので、資料の説明は省略したいと思います。

その中で、主なものを少しだけ説明させていただきますと、要介護1から5の認定者への介護サービス給付費の推計では、1.居宅サービスについて、自宅を訪問するサービスとしてホームヘルパーの訪問サービス、または日帰りで施設に通うサービスとしてデイサービスなどがあります。2番目に地域密着型サービスとしては、土庄町内といったような、狭い地域の方を対象として、日帰りの通所や訪問サービスなどを組み合わせるもので、町内では、肥土山のDa・Noi

遊雅で提供しています。またグループホームとしては、屋形崎の北のお日さまがこれに当たります。3番目としまして、施設サービスについては、特別養護老人ホームなどに入所して受けるサービスです。以上の介護サービスが年々増加する見込みとなっています。また、特別養護老人ホーム等の施設整備については、新たに整備しないものとして計画しており、平成24年度以後は、利用者数をほぼ据え置いて、要介護度の重度化を見込んでおります。

次に介護給付費準備基金の残高を見てみますと、平成20年度末の残高は、8,975万7千円でありましたが、昨年12月末現在では、3,950万7千円まで取り崩しています。今年度の介護給付費は、予算額を上回るペースで推移しているため、さらなる基金の取り崩しが必要となり、今年3月末で3,000万円前後の取り崩しとなる見込みです。以上のような実情から介護サービス給付費の推計をしております。

また、今年1月に開催いたしました介護保険制度等運営協議会におきまして、施設整備を見込まない、2番目に保険料基準額4,700円という条件で了承を得、現在、保険料の改定を行うため、土庄町介護保険条例の改正案の上程を準備しておりますと説明がありました。

県によると、香川県の平均は、介護報酬改定前で約5,200円です。改定後は恐らくプラス数十円の5,200円前半になると思われます。また、本町はこれまで県下で最も保険料が低かったのですが、第5期は17市町中安い方から5番目くらいになりそうです。

今後、2月末を目途に計画の素案を整理し、3月上旬までに第3回の運営協議会で第5期の計画についてお諮りいたします。3月中旬には、3月議会に土庄町介護保険条例の改正案を上程し、3月下旬には計画を県に提出したいと考えていますとの説明を受けました。

委員からの主な質疑、意見としまして、今までの説明で質問等は、土庄町は基準費が一番低い位置であったのが、どんどん上がって来ているのが現われている。介護の待機者が非常に多いが、そんな中、住民の方が施設を作って欲しいという要望はないのか。民間とかで施設の増設の計画はないのですか。との質問に対しまして、執行部から、今のところ土庄町内では、施設の増設の計画は聞いていません。小豆島町の計画はあるようですが、緊急を要する状況、例えば、今、病院に入院していて退院が間近になり、在宅で介護しにくいようなご家庭の方からは、退院直後の介護サービスについて相談があります。今回の計画策定に先立って、特別養護老人ホームの入所者の希望者調査を実施しております。当初は、施設の方にどれだけの方が申し込んでいるかという大きな枠から始まりまして、その後、名寄せをします。申し込みの名簿には残っている

けれど、既に入所しているとか、そういうのを減らしていったら、その後、実際に入所希望されている人が残ります。その中で、1人暮らしで面倒を見られないとか、自分の世話もできないとか、ケアマネージャー等に緊急性を要する方がどれくらいいるかということで、一人ひとり調査し、その結果26名の方が緊急性を要するという結果になりました。

第4期、平成21年度から23年度で、小豆郡で50床の特別養護老人ホームの増床がありました。最後に整備が終わったのが去年6月にあずきが12床の増床した。第5期はなんとか現状のままでと執行部の方は考えております。特別養護老人ホームの申込総数が499ありました。名寄せをしますと、複数の施設を希望している方もいます。亡くなった方もいますので、名寄せをした段階で、273人に減少しました。そこから緊急性を精査したら、26人という結果です。

もう一つ、養護老人ホーム、特養の話も全部一緒に聞こえていっていると思いますが、数字だけでいうと数百人いると思いますが、例えば、養護の方が空きましたとお知らせすると、今は家で見られているので、順番を飛ばしてくださいというような方が多くあります。今申し込みをしていないと順番が取れないという意識で申し込まれる方もいるので、実際は名寄せをすれば、かなりの数が減少する現状であるとの説明を受けました。

次に健康増進課に参ります。

介護サービス事業について。これについては、介護サービス事業についての議題に入る前に、居宅介護専門員、ケアマネージャーの正職員化についての説明がありましたが、これは、総務委員会の管轄でありますので省略いたします。

それでは、介護保険サービスの手続きと介護サービスについての申請、訪問調査、認定結果の通知、介護予防サービス計画作成依頼書、または居宅サービス計画作成依頼書の申請、福祉用具の購入費の支給、住宅改修費の支給について、また施設サービス、特定施設、介護保険外のサービス等の説明を受けました。

委員からの主な質問並びに意見について、報告いたします。委員から、居宅介護専門員、ケアマネージャーを嘱託職員から、正規職員にすることは良いことだと思いますし、重要なことだと思うが、合格率が非常に低く、なかなか狭き門なんです。資格を持っている人が、これから資格を取ろうとする人の仕事のフォローをしていけば良いと思うがこの質問に対しまして、県の方で試験の前に講習会を実施しているの、そういう講習会などへは出席させています。

また、委員から、ケアマネージャーが正職員になるのは非常に良いが、職責から言えば、専門性、公共性、公平性とか求められていると思いますので、公

共が実施するのが一番いいのではないかと思う。ひとつ気になったのは、5年後に5人が定年を迎えるということなので、その後の再雇用なども今から考えていただいて、ぜひ65歳くらいまでは働いてもらえるような職場づくりとか、雰囲気づくりをぜひやってもらって、人材の確保が難しいと思うので、そのあたりをお願いしたい。

もう一つは、介護保険料の中で、施設については、計画に入っていないという話があったが、現在小豆郡内で受けられる主な介護サービスの中で、小豆島町にはあって、土庄町には無いというサービスがあります。そういうところについて、できたら土庄町でも受けられるような働きかけていただきたい。この質問に対しまして、執行部から、正職員化により60歳定年になります。今、人事の方から聞いているのは、現業職ということでありますので、60歳定年後は、嘱託職員で3年間は働くことになろうかと思いますが、そのところはまだ確定はしていませんが、それとヘルパーさんから新たにケアマネージャーの資格を取り、退職後の補充を人事をお願いしているが、今後職員が確保できない場合には、定年を65歳までお願いするようになるかもしれない。今後、正職員化によりホームヘルパーさんが意欲を持ってケアマネージャーになっていくものと考えています。介護サービスの施設の件ですが、説明の中では老健うちのみとか、そういう施設が土庄町にはないので、それ以外の介護サービスについては、現在、1か月、2か月待ちの施設が多いので、そういう施設が増えないと今後ますます高齢化が進んでいきますので、そういう施設は必要ではないかと思えます。

また、委員から、ケアマネージャーは現業職なのか。それはちょっと違うように思う。看護師とか保健師に近いのではないかとの質問に対し、執行部から、人事担当とは協議をしていきたいという回答を受けました。

次に住民環境課に参ります。

東日本大震災に係る廃棄物の受け入れについて。昨年、小豆島フェニックスという会社から瀬戸内砕石の跡地に東日本大震災災害廃棄物を受け入れしたいという申し入れがありました。町としては、受け入れをする意向はないということでお断りをしておりますとの報告がありました。東日本大震災に係る廃棄物の受け入れ申し入れについて、平成23年11月18日の申し入れの日からの経過について、業者、地元自治会、香川県、四海漁協等とのやりとりの経過の流れの説明を受けました。

報告後、委員からの主な意見、質疑については、委員から、この問題は、国も県も絡んでいますから、香川県もしてあげなさいということになればどうなるのか。住民も説得するのかどうなのか。これに対して執行部から、問題にし

ているのは、地元漁協の問題が一番、岩手県の人に悪い、しかし、岩手県からは来ていない。公共性のない話であって、単独の業者が言っているだけである。当町は、豊島問題もあるし、民間ということで、これは絶対駄目です。放射能があろうが、なかろうが。何が入っているか分からない。雨が降れば、海に流れるではないか。それと国立公園ですから。なぜ国立公園に持ってくるか。これは、絶対にいけないということで回答を出していると。知事にしても、各市町に聞いたら、皆難色なんです。香川県は、知事としても岩手県知事が来た時にどう対応するか分かりませんが、当町としては、そういう地域であるということに協調したいという回答でした。

また委員から、国ががれきの広域処理を進めているのだから、県も国から言ってきたらむげには断れない。そういう事態になった場合に、産廃の処理は、規制があるから、規制を緩和して受け入れをして欲しいということになれば、その時は海岸線で措置するしかない。非常に危ない状況になるのではないか。この件は、本当に委員会としても非常に重要なことであり、委員からも監視体制をしっかりとしていかなければならないと、これから注目すべきことだと思います。他にも委員から数多くの質問がありましたが、省略させていただきます。

以上です。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長 川本貴也君。

○水道事業特別委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、2月1日と29日に閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、2月1日には、水道課長より1月18日、19日の行政視察も踏まえて、排水処理工程の汚泥処理施設について、自然天日乾燥床と多段式の高効率天日乾燥床と自然天日乾燥床を組み合わせているタイプ、それから機械脱水方式の3点を比較し、含水率につきましては、天日乾燥床の方が若干良くて63%、機械脱水の方は約70%で、汚泥の濃縮槽の建設も含んで、自然天日乾燥床の汚泥濃縮槽は、大きさとしましては、452トン、多段式と自然天日乾燥床を組み合わせた方式と機械脱水については、汚泥濃縮槽254トンとして試算すると、維持管理費と建設費の両方を比較しまして、高効率天日乾燥床と自然天日乾燥床を組み合わせた方式が一番安くなる。しかし、機械脱水方式の機械につきましては、もう少し安い会社がないかということで、今はコンサルタント業者に探している段階です。

配水池の構造形式については、鉄筋コンクリート造りとプレストレスコンクリート造りとステンレス造りを比較し、PC 構造の配水池につきましては、底版は RC 構造、周壁は PC 構造で、天井の方につきましては、腐食しないアルミ合金を使用した場合で試算しますと、建設費だけを比べますと、RC 造りが一番安くなりますが、配水池は恒久的なものでありますので、建設コストだけでなく維持管理コストも含めた検討が必要になりますので、維持管理コストも含めたコストは、PC 造りとステンレス構造がほぼ同等である試算が出ております。耐震性は、ほぼ変わらないもので、補修性の部分については、RC 造りの場合は、ヒビ割れの時とか補修に相当な時間を要します。PC 造りは、若干ヒビが入った場合は、復元性があります。それからステンレスにつきましては、地上に出ますので補修の方が容易に出来る、以上の説明を受けました。

委員から、基本設計金額 22 億 5 千万から実施設計で 30 億を超えた金額なってきたので、汚泥処理について、わが町の汚泥の量から考えて、もう少し小さくしてコストを抑えられないのかや実施設計を他の業者に変更できないかの意見があり、副町長から、仮に 5 億安くなるのであれば、現在の実施設計委託 7 千万を捨てて実施することは可能であるとの回答がありました。

委員から、実施設計の進捗状況についての質問があり、水道課長から、測量は完了し、排水処理施設と配水池の設計については、止めていますとの回答がありました。副町長からは、新たに実施設計業務の委託をするなら、予定価格を公表し、町の入札制度の変更を行えば可能であるという回答がありました。

浄水場設備は、専門的なものなので、専門家に一度委員会で説明をいただきたい。今のまま進めることに対しては、再考した方が良いのではないかという意見が多数だったので当委員会としては再考ということで関係の総務委員長、議長、執行部の方で協議していただき、現在の進捗率については、今後報告をしていただくということになりました。

次に香川県の水道の広域化についての報告があり、県内の多くの水道施設は、稼働後すでに 40 年から 50 年経過し、その多くが更新の時期を迎えています。また、人口の減少による給水量の減少に伴う収益の減少や水道職員の大量定年退職による技術職の確保の問題、さらに、頻発する渇水対策など県内の水道事業者は様々な共通の課題を抱えております。しかし、これらの課題に各水道事業者が単独で対応するには限界があり、県においては課題を克服し、将来にわたって持続的に安全で上質な水道水を安定的に供給できるようにしていくため、平成 20 年度から県内水道事業の方向、広域化について調査検討を開始するとともに、平成 22 年 2 月には学識経験者との専門家で構成する水道広域化専門委員会が設置されました。その専門委員会において 5 回にわたり調査検討が行われ、

平成 23 年 3 月 18 日に委員会から本県の将来の水道のあるべき姿について香川県民の方々への水道サービス水準を確保向上するために、離島を含めた県内全域を対象とした県内一水道とするのが理想の形態であるとの提言が知事にありました。県では、平成 23 年 8 月に県内全ての市町長と知事とで構成する香川県水道広域化協議会を設置し、広域化の基本方針や広域水道事業の運営母体に関する構想などについて協議検討が行われているところであります。県内水道の広域化については、経営基盤の強化や業務の効率化、危機管理体制の整備を図る上で重要な施策であり、今後この水道広域化協議会において水道事業の広域化に向けた合意形成を図っていくものと聞いております。経営の方で取りあえず、平成 26 年度を目途に新たな運営母体について、協議検討を行っている途中です。最終的には平成 30 年度に県内一水道にしようということで提言を受けて進めている状況であるという報告がありました。

29 日には、肥土山浄水場実施設計の進捗及び出来形について水道課長より説明を受けました。

2 月 8 日時点で、全体を 21 の施設に分類し、それぞれの施設ごとの出来高として 10.95%から 100%であり、出来高の低いものは、上流式生物活性炭処理施設が 10.95%、高効率天日乾燥床が 20.01%、配水池が 83.32%で、また、100%完了しているものは、進入路にかかるものです。他の施設についての出来高は、95%前後で、審査だけができていない状況であり、全体として、81.69%の出来高であるとの説明がありました。

委員からは、実施する金額はいくらになっているのかに対し、現在の設計状態で金額がわかるのは、100%完了している進入道路についてだけであり、他の施設については、審査終わっていない状況なので、金額は不明ですとの回答がありました。

今の設計の進捗状況から考えて、審査だけが未完了のものについては、完了し、数量計算が未完了のものについては、再度どのような施設がいいのかを協議し、別に委託をする方向で進めていくということで審議を終了しました。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で協議したことにつきまして、概略的に説明をさせていただきました。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

平成 24 年 1 月 13 日と 3 月 2 日に病院再編調査特別委員会を開催いたしましたし

たので、ご報告いたします。

1月13日は、昨年12月、住民の方からの病院再編についての意見募集についてと11月に土庄町の各課課長が提出した意見の内容について報告がありました。

まず、企画課長より住民の方からの報告があり、意見書については、広報土庄12月号またホームページにて意見を募集。12月20日締め切りとし、23件の意見をいただき、5点に分類しました。

1点目は、新病院の機能に関する事で、2名の意見があり、障害のある方を対象とした医療型ショートステイの創設といったものなどで保健・福祉との連携、地域包括ケアについてです。

2点目は、経営統合に関する事で、2名からの意見があり、両病院の役割分担と機能連携の視点に立って、両病院の総括経営責任者を決めて、地域医療連携を根本的に再構築する。建設は行わず、財政面から経営統合をしてはどうかという意見です。

3点目は、反対意見で、11名から、入院できる町立病院は1つだけでよい。高望みせず現状のままでよいから2つの町立診療施設病院は必要であると考え。新しい病院建設には反対する。また、土庄中央病院は、診療専門病院にし、耐震構造物の内海病院は現状維持し、入院患者は内海病院を利用するとの両病院のすみ分けをするとの記載がありました。

医師の確保の問題、土庄中央病院は、保健・福祉・医療が連携してサービスの向上に取り組んでいるが、この体制が維持できなくなることは残念でならない。全国的にも先進的な施設であることを忘れないでいただきたい。統合しない場合の両病院ともベット数の適正化を図り継続する。

へりあるいは小型高速艇の導入など緊急医療体制の整備をし、県主導から、独立した島からの立案を行ってほしい。

現在の両病院の状態では賛成できない。また、住民の意見をもっと吸い上げる工夫をしてほしい。

多額の借金をして総合病院をつくっても負担だけが残るだけで何の解決にもならない。現在の両病院の施設をいかして、責任体制のあり方、これを機会に全住民で実態を学ぶことが必要で全島民的議論が必要。

高齢化ゆえ、病院の所在地のことを問題として挙げられ、交通機関等の利便性の問題、医師、看護師不足は待遇問題から取り上げられています。

土庄中央病院は、収支が良好でなんとか黒字であり、統合して経営を逆行していくことはない。

統合して困るのは、そこに住んでいる住民であり、建設候補地の場所の問題

として掲げ、建設資金を医師・看護師不足に補えないのか。

4点目は、賛成意見で、2名からの意見があり、医師・看護師の待遇面での改善等、奨学金を増やすこと。あるいは奨学金を貸し付けた者に対し、一定期間勤務を義務付けるなど看護師対策が記載されている。内海病院に関して、起債残高の返済等疑問点が書かれています。

新病院は独立法人または組合とし、既存の病院とは切り離す。県立がよい。また、具体的に場所は東洋紡績跡地が適地であると記載があった。

5点目は、住民視点・住民理解に関する事で6名から意見があり、住民の意見を反映した、体制を作ってほしい。財政の面から新病院建設には、不定的な考えを述べられています。

住民にしっかりと説明し、その上で住民に理解してもらっておく必要性を強調。住民への説明の機会を設けてほしい。住民が参加する地域医療づくりを強調されています。2つの町立病院の機構の統一は、賛成であり、新病院建設には反対。もう少し細やかな現状分析と将来の見通しをとということで、現状と課題を掲げて、地域医療を確保して欲しいとのことであります。

以上が住民からいただいたご意見です。

続いて福祉課長から、11月の各課課長からの意見を整理した報告があり、大きく4項目に分類しており、1人の意見を複数の項目に分けている場合もあります。

1つ目として、病院に期待することとして3件の意見があり、島の医療・福祉の充実が必要なので、緊急時の対応が可能な病院を希望する。託児所設置などで看護師の働く環境を改善。医師確保のために、医師の要求するレベルの設備を整備する。新病院は最低限の2次医療圏としての質を確保し、高度医療は高松医療圏に任せるという役割分担ができればよい。

2つ目として、財政負担に対する懸念として2件の意見があり、現行の各病院における負債を統合病院に引き継ぐことにより、後年度負担が重くなる。内海病院の累積赤字と起債残に加えて、新病院建設の起債を加えると100億円以上の後年度負担となる。

3つ目として、具体的な事業内容の検討や情報開示が必要として8件の意見があり、新病院の建設運営にあたっては、マスタープランが必要である。建物を新しく建設したが、これを運営できなくなることも予想されるなど現状では不明な点が多いという指摘。また、県の地域医療再生計画に基づいて、総合病院の設置場所、事業費、運営主体などの実務協議を開始し事業の要点を決定すべき。

4点目として、再編案に対する提案として6件の意見があり、新病院を土庄町

内に建設すべきで、東洋紡績跡地とより具体的に提案。新病院の機能については、救急医療設備を整えた上で、専門診療科目を絞る。高松医療圏とのネットワークを強化するなどかなり具体的な提案となっている。

提案内容は、各課長により、かなり異なるが、詳細、具体的な内容が多い。以上の報告がありました。

委員より、岡山大学とのつながりはどうなるのか。医師をいろんなところから招へいしなければ香大とか自治医大だけでは困難なのではないかとの質問に町長から、岡山大学とは縁が深い。出来た当時からだし、再編成する病院でもぜひ岡大ということで話には行っているが、若い医師が都会に行って岡大自体も医師不足という説明はあったが、派遣をお願いしていこうということで、これからもお願いに参ります。香川大学も行きましたが、岡大も放してはいけないという考えは持っている。

また、各病院の負債について、内海病院の借金の問題と中央病院の財政の問題は、その町で解決していく。私どもの町では 9 億近い黒字が残っています。ただ企業債が前の耐震化建築したもので 7 億残っている。企業債はそう心配しないが、今後病院の後をどういうふうにするか、診療所だけでなく、介護予防、予防医学を含めた診療所付施設を目指していきたい。

特にやすらぎプラザとの連携が大事である。健康増進が、わが町の大きなテーマであるので地域医療を進めていきたい。もう 1 点は、25 億の補助が付きませんが、同額を県を含めて地元負担、その中には用地買収費と土地造成費は入っていない。建てる町が負担する。これも話が出来ている。わが町としては財政負担をなるべく少なくしたい。東洋紡績の跡地も候補に挙げている。高潮時に病院に救急車が入れないなどこれからの検討課題となる。

内海病院建設時に県から 5 億の補助がある。その前例で、県の方でいくら出せるか詰めている。今の土庄中央病院の耐震化に建て替える費用が概算で 20 億程度かかる。その場合困るのが入院患者をどうするか。

委員から、住民は反対のほうが多い。統合でやるとなればいろんなところで説得していかなければならない。プロジェクトチーム・マスタープランはいつごろかとの質問に。副町長より、プロジェクトチームは、できています。国の方で期限を決められている。25 年度中に着工しなさいということで、専門家の話では、基本設計に 8 か月、実施設計に 8 か月、免震構造確認申請等で 5 か月、21 か月は絶対必要である。ということは、基本構想自体を 4、5 月くらいにあげないと間に合わない。本来なら基本構想に 1 年は楽に掛かるが、期限を切られているので、それをやらざるを得ない状況である。町民にどうのこうのという時間が一切ない。国の仕組み次第がおかしいと思う。やるということが決ま

った以上、25億円をいただかないといかないということで進んでいる。

町長より、再生計画の条件がある。1つは、小豆島の公立病院の病床数が多すぎる。減らして建てなさい。25億補助をつけます。しかし、26年の3月31日までに着工しなさいが提示された条件です。

候補地としては、具体的には決まっていらないが、あちこち候補地は挙げております。場所の問題は、利便性の話になってくる。それで診療所として2か所、今の病院に残すことにしている。過去、町村合併の庁舎問題でもめましたからそのあたり慎重にやらしていただく。

委員より、再編については必要だと思うが、医師・看護師確保、土庄中央病院にしっかりお金をかけて土庄町がしっかりと責任をもって充実していくということが本当の意味の再編だと思う。26年でくくられているというのではなく、まずは今ある病院のあり方から医療を考えて、再編の統合に丸投げしたのでは議論にならないのではないか。

住民に説明する期間が短いと言われているが、残された時間でできるだけ周知をし、例えば、場所の問題で、土庄町でなければ絶対反対という意見に、ある部分は受け入れられる、ある部分についての対応は難しい状況ですとの説明も必要では。

統合したからといっても医師の確保ができる訳ではない。県とか医師会は、統合すれば今よりは良くなるのではないかという目算の元で進んでいるのではないか。わからないが、今後経営していく人間が頑張るしかない。

新しい先生が来られた場合は、いろいろ感謝を表さないといけない。これから大事にしないと来てくれなくなる。お金だけでなく、態度で示さないといけない。町民全体が受け入れる体制はやっていかないとけない。

つい最近も入院している人にお医者さんが不足で大変であると話をしても、その方は当然病院が機能しているので全然理解されていない。過疎の地域は、特に医師が不足していて大変な状況であるので、再編の話もあるということで機会があれば話はするが、医師がいて当たり前、見てもらうのが当たり前になっている。やはり病院の現状をもっともっとお知らせをしてもいいのではないかという意見が出されました。

3月2日には、福祉課長より2月11日開催の第2回小豆島の福祉と医療をよくする島民会議の開催状況について報告がありました。報告内容はまず、臨時特例交付金については、計画の大きな柱のひとつが小豆医療圏の公立病院再編であり、25億円が配分される予定である。地域活性化総合特区については、地方の先進的な取り組みに対して国が規制緩和、税制、財政等の支援措置を行うものであり、香川県が提案をした香川医療福祉総合特区が国の指定を受けてお

り、提案内容としては、小豆島をはじめとする島嶼部の課題の解決のために、福祉、遠隔医療、救急医療の分野に分けてさまざまな施設、事業を盛り込んでおり、規制緩和や財政措置については今後の国の関係省庁と協議し、認められれば実現するとのことでした。両病院の統合再編については、発言者の意見は概ね賛成であったと思いますが、健全経営に努めてほしいという意見もありました。

また、県の東原課長より病院再編について、基本的には、県の計画に沿った形になるが、地元の検討次第で内容が変わることが想定され、地元としてどのような病院にしたいのか議論する必要があるとのことでした。

次に病院事務長より、医療部分の基本構想、基本計画の骨子について提案をいただいたり、新病院の診療科目等の医療内容を協議していただくために、有識者会議を設置し、初会議は3月22日を予定している。次に期限を切られた事業でありますし、再編に向けての事務処理も今後煩雑になってまいりますので、両町が再編に向けてスムーズに事務処理を行えるように、両町から県にお願いしておりました再編準備室を4月1日に小豆総合事務所あたりに設置する予定であるとの報告を受けました。

委員から場所や経営形態をどのようにするのかとの質問に対し、町長から場所については、まだ決まっていない。経営形態等については、有識者会議において今後検討していただく予定であるとの回答がありました。

各委員から統合についてと場所についての意見交換を行い、統合については、反対意見が1名、ほかの委員については、統合意見については、概ね賛成意見でありました。

建設場所問題については、陸上交通、派遣医師や豊島住民の海上交通、教育環境、医師住宅、経営を考慮すると人口の密集地、災害時における耐震岸壁の整備、町有地であり、負担の少ない場所を考慮すると東洋紡績跡地を含めた土庄町内が望ましいとの意見がありました。しかしながら、統合が先であり、場所については、2町間で決めるということになるので、十分に話を行っていただきたいということが委員会の意見としてまとめられました。

以上で、閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的にさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長 藤本誠助君。

○新小学校調査特別委員長（藤本誠助君）

おはようございます。

さる 2 月 1 日に、新小学校調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

まず、塩田跡の埋立て状況を現地で視察いたしました。現場は福田から良質の土砂が搬入されておりました。担当課長より、今年度の 3 分の 2 が終わっているとの説明を受けました。その後、土庄中学校に移動し、新校舎を見学した後に委員会を開催いたしました。

事務局より、現在、岡会計からの県道工事、大谷県道拡幅工事、赤坂の国道現場などから 26,000m<sup>3</sup> が既に終わりました。

平成 23 年度当初の予定であった 23,000m<sup>3</sup> を上回っておりますが、変更で県の土砂が増え、23 年度の 3 月末までに 39,000m<sup>3</sup> を予定している。引き続き、4 月からは、県工事になりますが、約 18,000m<sup>3</sup> を受け入れる予定で、なるべく良質のものを受け入れるようにしたいとのことでした。最終的には 4,000m<sup>3</sup> くらいは表土になるので、砂を混ぜた購入土を考えているということでした。

質疑に入りまして、委員より、埋立ての後、表土として砂を混ぜたような土は有料というようなことだったが、表土の厚さはどのくらいかとの質問に事務局より、厚さ 30cm を計画している。今入っている土はさらさらだが、来年度に搬入されるのは、岡会計のほうの土で、少し粘土質なので、中学校のようなグラウンドにしたいと思っている。表土は、現場で良いのがあれば、それを使えるので仮置きしておき、最後に良いのを取っておきたい。それでも足りない時は、そういった措置が必要ではないかとの答弁がありました。

また委員より、グラウンドの排水は、どう考えているのかとの質問に、事務局より、暗渠排水といって、中学校のグラウンドの下にもパイプ状の排水の管が入っている。今回小学校のグラウンドの下にもそういった降った雨を集めて排水する設備を考えている。中央グラウンドや高見山グラウンドなどほとんどのグラウンドに入っているとの答弁がありました。

また委員より、24 年度の実施設計には、どういう業者が入って来るのかと質問があり、事務局より、基本設計は入札で決めたが、実施設計についても入札で決定する。実施設計する業者は、入札するのでどこになるかわからないとの答弁がありました。

次に平面配置計画の説明の後、質疑に入り、委員より、子どもたちにとっても使いやすい学校、先生にとっても使いやすい学校ということで、今後も十分意見を聞きながら、良いように進めていただきたいとの意見がありました。

また委員より、中学校を参考にして変わったことはあるのかとの質問に、事務局より、今回参考にしたという点は、便所の数を多くしている。また、各階

に2学年入るので、トイレは2か所に分けています。なおかつ、1か所には多目的便所として、身障者が対応できるよう各階に設けている。特に、今回中学校を視察したのは、地元の木ということで、廊下の腰板、各教室の腰板、木製建具など小学校でも参考にできると思っている。今後は、農林水産課のほうとも協議しながら、検討していきたいとの答弁がありました。

簡単ではありますが、以上で、閉会中の新小学校調査特別委員会で審議いたしました内容についての報告を終わります。

○議長（上川正衛君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（上川正衛君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（上川正衛君）

11番 川口幸路君。

○11番（川口幸路君）

病院の話、今いろいろ聞いてね、大体私もほとんど認識しとる内容の報告がほとんどだったと思うんですけど、ちょっといっぺん確認したいのはね、私がお聞きしとるのはね、小豆島町は、池田中学校の跡だということを議会が、全員じゃないですよ、全員じゃないですけど、議員の多数決であちら16人おるんですけどもね、10人前後は、池田中学の跡だということを議会で確認しとるということを向こうは明言しとるわけね。それは、噂で聞いたんです。

で、わが町の状況は、今の委員長の話で聞くとね、私かつてはつきり、この病院は本町が一番ありがたいんだけど、そういうふうなことで、わが町の特別委員会としてね、もう池田やったら譲らんぞと、もうやめてでも土庄やということで頑張るのか、いや、それは妥協点で池田でやむえんなという、そういう方向性がね、委員会としてね、やはり私はある程度の、あくまでも土庄がベターなんだと。だけど、向こうは池田と言っていると。じゃあここで決裂したらやめと、へたしたらやめる場合も選択肢のひとつやと。で、ここは、ひとつね、1つにせないかんということが決まってるから折れて、池田で譲歩していこうというような、その辺のね2、3の分がやね、当委員会でもざっと出ていただいたら、ありがたいなと思ってるんですけど、今の委員長の話聞いたらいろいろ意見が出てね、こうしたい、ああしたい、ああ思いたいという願望の話がほとんどなんで、もう時期も来とんですから、特別委員会もつくったんですから、きちんとこの辺をね、ある程度の目途で、イエスカノーかね、妥協かどうか、その辺のところを議論していただきたかったな、そういう報告が欲しかったなと僕は思っておるんですけど、いかがですか。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

川口議員の質問にお答えします。

当委員会では、一応3月2日に各委員の意見をお聞きしました。その中で先ほど報告したとおりでありまして、おおむね土庄町、町内の希望が多かったです。ただ、今後の進展方向によりまして、土庄町でなければいけないということを決めてしまったんでは、今後の検討の課題にならないということで、一応

委員会を閉じました。ということで次に、方向性が決まった段階で、委員会を再度開催させていただきまして、そのあたりもまた、各委員で検討させていただきたいという考えであります。以上です。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

まあ、あのよく分からない話で、基本的にはね、やっぱり特別委員会があるんですから、ある程度ね、もうとりあえずやむを得んと、土庄なんだけど、譲歩して池田でいこうというぐらいのね、決め方を早急にしないと、3月22日にある程度決まると、そういうことでね、委員会は、私はこういうことであればね、明日でも委員会開いてね、議会です。特別委員会開いてね、意見の集約をしていかないとなんか、ふらふら、ふらふら、あっち向いたりして分からないような状況ではね、私は向こうの町に変な話、なめられたらあかんと思ってるわけ。そういう状況でね、ある程度委員長ね、こうだということ、いっぺん早急に特別委員会開いてね、またご意見4月からどうでしょうかということをお願いして終わります。以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにございませんか。

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

今、池田の中学校跡地にという小豆島町のほうは決めてるといような形を私も聞きました。その問題についてですね、委員会において、そしたら池田の中学校、今現在利用している中学校がですね、移転できるかどうかということ、を町長に聞きましたところ、それは、小豆島町の問題であって、土庄町の問題ではないという回答がありましたけれども、池田の住民の間ではですね、中学生を内海まで行かすんはどうかということで、いろいろ反対意見が多いみたいです。土庄だったら、土庄の中学校に行かすんだったらといような意見もあります。その場合、土庄は、はいよろしいと、受け入れられるもんか、法的な問題とか予算の問題とかですね、そういうところを受け入れてでも池田に設置しようかといような姿勢をちょっと伺いたいと思います。

○議長（上川正衛君）

山田議員に申し上げます。

ただいま、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑でございます。

今のご質問はどなたについてのご質問でしょうか。

○3 番（山田建之君）

特別委員会の委員長について質問したいと思います。

○議長（上川正衛君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

池田中学生を土庄中学校に受け入れられるかということは、この委員会では検討できない項目だと思うので、ご勘弁いただきたいと思います。

○議長（上川正衛君）

ほかにごございませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

新小学校調査特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、新小学校調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 休憩

○議長（上川正衛君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 16 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（上川正衛君）  
再開いたします。

## 施政方針大綱の説明

- 議長（上川正衛君）  
日程第 4、町長より平成 24 年度施政方針大綱の説明を求めます。  
岡田町長。

- 町長（岡田好平君）  
本日、平成 24 年 3 月土庄町議会定例会において、平成 24 年度の予算案をはじめ、各議案のご審議にあたり私の町政運営に取り組む所信の一端と、新年度施策の大綱について申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年のわが国を振り返りますと、3 月 11 日に発生した東日本大震災による衝撃は非常に大きく、尊い多くの人命が失われました。わが町も災害に対する教訓を強く印象づけられたところですが。経済の面を見ますと、東日本大震災によりわが国の経済活動は深刻な打撃を受け、急速な円高や欧州の政府債務危機による世界経済の減速により、景気の回復が遅れているところです。平成 24 年度の見通しは、本格的な復興施策の推進により需用の増大と雇用の創出が見込まれており、一刻も早い景気の回復が期待されるということです。

平成 24 年度の地方財政見通しは、歳出規模 81 兆 8,700 億円で 0.8%の減となっております。歳入面において、地方税は、0.8%の増、地方交付税は、地方の財源不足の状況をふまえた別枠加算等により 0.5%の増、地方債は臨時財政対策債の減等により 2.7%の減となっており、一般財源総額は、59 兆 6,200 億円で 0.2%の増額となっております。

本町の状況を見てみますと、少子高齢化、人口減などにより税収の増は見込めず、平成30年度までの中期財政計画でもお示ししましたが、統合小学校建設、ごみ・し尿処理施設の更新事業、病院再編計画、肥土山浄水場の更新事業、各公共施設の耐震化などの建設事業が続き、今後、財政的には厳しい状況になると予想されますが、公共サービスを安定的に継続して提供しうる行財政運営に取り組んでいかなければならないと考えております。

このことをふまえて、平成24年度の予算編成方針として、事業だけでなく全般にわたり支出の抑制を要請し、経常経費については、より一層の削減を進めることとし、政策経費については、限られた予算を選択と集中により事業の見直しを図り、コスト削減に努めることを旨としました。

平成24年度当初予算の規模を申し上げますと、一般会計66億8,200万円、特別会計41億9,600万円、企業会計30億9,200万円で、予算規模の総額は、139億7,000万円とし、前年度に比べ、一般会計は1.6%の増、特別会計は、5.0%の増、企業会計は、27.1%の増となっております。

先ず、歳入につきまして主な内容を申し上げます。

町税は、ほぼ前年度並みの0.04%の減となっております。地方譲与税は、10.3%の減、地方消費税等の地方交付金は、3.9%の増、地方交付税は、0.8%の増加となっております。国庫支出金は、公共事業の減などにより26.5%の減、県支出金は、光ファイバー関連により16.3%の増加となっております。町債につきましては、重要施策の財源確保としての光ファイバー関連による過疎対策債の増によりまして、36.3%の増加となっております。

次に歳出につきまして、本年度の行政運営の方針としまして「元気なまち」「安心なまち」「明るい未来のあるまちへ」の3項目を掲げております。順を追って主な内容をご説明申し上げます。

一つめに「元気なまち」を目指します。住民の方々が生活していくうえで、地域ににぎわいと活力のあるまちづくり、地域の特産を活かした地域ブランドの育成、新たな雇用の創出による地域経済の発展のための雇用対策・企業誘致、町民の利便性を図る公共交通と情報のネットワークづくりを重点に取り組んでまいります。

「にぎわいと活力のあるまちづくり」として、まちの玄関口である土庄港周辺の整備事業がおおむね完了しましたので、今後は、瀬戸内国際芸術祭開催に向けて、土庄港にシンボリックなアート作品のモニュメントを設置したいと考えております。また、ソフト面においても、利用者の利便性や景観の向上を図り、住民や観光客が親しみのもてる港づくりを目指してまいります。

平成25年3月20日から開催されます第2回瀬戸内国際芸術祭は、前回に引

き続き魅力あるものにするために、「ゆっくりと」をテーマに、のんびりと小豆島に宿泊していただくよう、広域的な現代アートコースの策定に取り組むとともに、肥土山農村歌舞伎舞台の活用、前回の芸術祭の舞台となった島々との交流事業など独自イベントの開催や継続作品の展示により、リピーターや新たな観光客の誘致を図ってまいります。また、インバウンド推進事業としまして、近年増加している外国人観光客に対応するため、英語、中国語、韓国語のパンフレットや新たな観光案内板の設置を実施してまいります。

その他、地域の実情に応じた地域コミュニティを活性化するために自治会や地域住民とともに町職員が協働する地域活性化支援を引き続き実施してまいります。

「地域ブランドの育成」として、小豆島オリーブ牛の消費拡大や PR 活動のため、試食会の開催、観光施設への利用促進のための助成を行い、小豆島オリーブ牛の消費者への認知度を高めて生産拡大を推進し、ブランド力の向上を目指します。また、食の安全・安心確保事業として、継続してイチゴ事業者に対し地場産品育成の助成を実施してまいります。

「雇用対策・企業誘致」としまして、新たな雇用を創出し、地域経済の発展、新たな税収の確保を図るため、企業誘致を促進する条例を制定し、企業の誘致に取り組んでまいります。さらに、商工業振興のための融資預託金事業、雇用促進のための緊急雇用創出事業を実施するとともに、移住交流を推進する移住促進事業交付金事業を引き続き実施してまいります。

「公共交通と情報のネットワークづくり」として、超高速ブロードバンド整備促進事業において、県内で小豆島と直島だけ未着工となっております光ファイバー網の整備を、本年度から 25 年度にかけて民設民営により実施し、その負担金を計上しており、町内の通信サービスの利便性の向上を図ってまいります。

地域公共交通の活性化のため、小豆島町と 2 町で策定した地域公共交通総合連携計画に沿って、本年度、商店等に IC カード電子マネー端末及び IC カードチャージ機を設置しまして、利用者の利便性の向上を図るとともに、高齢者の運転免許証の自主返納支援事業を引き続き行い、交通事故の防止と公共交通の利用促進を推進してまいります。豊島地区におきましては、公共交通空白地域の解消のため、シャトルバス運行事業を引き続き実施いたします。

海上交通は、町民の交通手段、生活物資の輸送手段及び観光交流の手段として重要な役割を担っており、本年度、豊島航路の小型旅客船化に対応する唐櫃漁港の浮棧橋新設工事を実施いたします。

第二に「安全なまち」を目指します。東日本大震災を機に災害に対する住民の皆様の不安感が増大しており、安心して暮らせる地域づくり、危機に備える

基盤整備と自主防災組織づくり、命を守る医療・介護・福祉の充実を重点に取り組んでまいります。

「安心して暮らせる地域づくり」として、住民の方々の生活に密着した道路の改良工事、舗装工事及び生活排水施設整備工事などの生活関連施設整備事業を実施し、安全かつ快適な居住環境を目指すとともに、港湾機能の維持・充実を図るため、馬越港の港整備事業を、また、社会資本交付金事業として、道路橋りょうの長寿命化計画を策定し、橋りょうの予防的・計画的な修繕を進めるとともに、耐震化の必要な橋りょうについては、耐震工事を実施いたします。

美しい自然環境の維持管理として、国立公園の維持管理事業、高見山の保全林整備事業を実施するとともに、瀬戸内海の水質の浄化への取り組みとしまして、刈崎都市下水路の整備事業、合併処理浄化槽の設置補助を引き続き実施いたします。し尿・ごみ処理施設の更新事業につきましては、住民生活に不可欠なものであり、真摯に取り組んでまいります。また、地球温暖化の防止、循環型社会の構築に向けて、ごみの減量と再資源化の推進の分別収集、豊島地域における電動レンタサイクル事業を引き続き実施し、再生可能エネルギーの利用としまして、大部公民館に太陽光発電を設置いたします。

農業の面では、被害が拡大化している有害鳥獣に対応するため、鳥獣害対策協議会との協力体制の強化として、狩猟免許の申請手数料及び登録手数料の助成や捕獲奨励金制度、捕獲用器具の整備などを実施いたします。また、耕作放棄地の再生のための棚田地域等保全活動支援事業や食プロジェクトの継続による豊島地域の棚田復元を行うとともに、農地・水の保全管理を図るための中山間地域直接支払事業及び土地改良事業を引き続き実施いたします。さらに、国の制度を利用して新規就農される方に、青年就農給付金事業による支援を行い、後継者の育成を図ります。

林業の面では、森林環境の保持のために、緑のダム整備事業、松くい虫防止事業、森林整備・林業再生事業を実施するとともに、漁業の面では、施設の長寿命化を図るため、漁港ストックマネジメント事業として、漁港の機能診断と安全性を踏まえた機能保全計画を策定します。

水道事業においては、安全な水を安定的に供給するために計画的に老朽管の布設替えや新設により漏水等を防止するとともに、老朽化が進行している肥土山浄水場の更新工事の早期着工に向け、鋭意努力してまいります。

「危機に備える基盤整備と自主防災組織づくり」として、防災行政無線デジタル化事業としまして、アナログ対応の操作盤からデジタル対応に更新することにより、災害などが発生した際には、全国瞬時警報システムにより素早く防災に関連する情報を、自動音声により防災行政無線の放送が可能となります。

なお、小学校、中学校、幼稚園、保育所につきましては、23年度において、既に全国瞬時警報システムを導入しているところです。

公共施設の耐震化につきましては、耐震化が低く優先度の高い箇所から耐震化事業を行ってまいります。本年度は、大部幼稚園の耐震改築事業、豊島中学校屋内運動場の耐震化、子育て支援センターの耐震化を実施するとともに民間住宅の耐震対策支援として、民間住宅に対する耐震診断および耐震改修工事の支援を行います。災害防止につながる急傾斜崩壊防止事業、自然災害防止事業及び水路局部改良事業を実施するとともに土砂災害ハザードマップを土砂災害防止法による指定がなされた区域から順次作成し、土砂災害警戒区域の周知を行います。また、土庄東港には、防災ヘリコプター臨時離着場の運用を開始しまして、救急患者、災害時の搬送、輸送などの迅速化に対応しております。

自主防災組織づくりにつきましては、災害時における被害を最小減にとどめるためにも地域の方々の防災活動の協力が不可欠であります。自主防災組織の活動を推進するとともに情報の共有化や支援の拡充に努め、消防団や関係団体との連携にも力を注ぐとともに、災害時に対する総合防災訓練などを継続的に実施してまいります。

「命を守る医療・介護・福祉の充実」として、土庄中央病院の医療環境の現状と今後の将来像を踏まえて、小豆医療圏の継続的な医療体制の確保や経営基盤の強化が重要課題であり、その解決策として病院再編に向け、新病院建設を目指してまいります。なお、病院再編計画を円滑、迅速に対応するため、新病院建設の準備室を県、小豆島町と合同で設置し、職員を派遣することとしたところです。また、課題の一つであります、医師、看護師不足に対する人材確保については、香川県や大学などの関係機関と連携を図るとともに、医療スタッフの確保のための協議の場を設けて対応に努めてまいります。さらに、病院の経営健全化についても、医業収益の拡大、経費節減に一層取り組んでまいります。

豊島、大部地区においては、へき地巡回診療を、豊島地区での歯科医療も香川県歯科医師会の協力により離島歯科健診事業を引き続き実施するとともに、瀬戸・高松広域定住自立圏事業として、定期航路時間外の島外の病院への患者搬送について、高松市の救急艇を利用し、搬送手段の確保に努めます。

保健衛生の面では、町民自ら健康づくり意識を高めるための保健活動、体育活動についての健康増進計画を策定するとともに、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のためのがん検診等の検診事業、健康維持のための健康増進事業、また、伝染の恐れのある疾病の予防接種事業や子宮頸がん等の予防接種事業を

施し、疾病予防、重症化予防に取り組んでまいります。

障害者福祉として、障害者計画及び障害福祉計画に沿ってサービス基盤整備の更なる取り組みを推進してまいります。また、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の配置や新たに重度障害児の島外通院における交通費の助成を行うとともに、重度心身障害者等医療費支給事業では、医療費の自己負担額の一部引き下げを実施いたします。

高齢者福祉としまして、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に沿って、現行の介護保険制度を中心に高齢者が住み慣れた地域で、その能力に応じて日常生活を送ることができる地域包括ケアシステムづくりを図ってまいります。また、在宅での介護を必要とする住民ニーズの増加に対応するため、福祉サービス事業体制の拡充を図り、より充実した介護サービスの提供に努めてまいります。

なお、高齢者の増加による介護給付費の大幅な増加や介護報酬の引き上げなどにより、本年度から 26 年度の 65 歳以上の介護保険料を引き上げることを予定しております。住民の皆さまには、負担増をお願いすることになりますが、適切なサービスの提供を維持するためにご理解をお願い申し上げるところです。

第三に「明るい未来のあるまちへ」を目指します。住民の皆様が住みやすさを身近に感じることができ、このまちに住み続けたい、住んでみたいと思うまちづくりのために、夢のあるまちづくり、教育環境の充実、芸術・文化・スポーツの振興、子育てしやすい環境づくりを重点に取り組んでまいります。

「夢のあるまちづくり」として、魅力あるまちづくりの方向性を示す次期土庄町総合計画にあたっては、総合計画策定条例を制定し、議員の皆様とともに策定してまいりたいと考えております。また、瀬戸内の美しい自然と歴史や文化のある郷土の魅力に磨きをかけるために、新しい観光資源の発掘と育成と同時に、残石によって結びついた青森県野辺地町や島原移住で結ばれた雲仙市南串山町などとの歴史や文化の観光交流を深めることを通して、将来を担う子ども達に、郷土の愛着とともに広い視野のある夢を持った人材の育成へと広げてゆきたいと思っております。

「教育環境の充実」として、児童が安心して安全な教育環境の中で健やかに成長を育むことのできる統合小学校建設を平成 27 年度の開校に向け進めていきます。また、小中学校の教育の充実のため、英語教育に外国語指導助手を配置し、英語の授業だけでなく、コミュニケーション能力の育成を図り、外国文化に対する関心を高めることを目指すとともに、支援を必要とする児童に対しては、特別支援員の増員や四海小学校の複式学級に対して補助サポーターの配置などを行います。

さらに、地域の教育力を活かし、青少年の健全育成や教育力の向上を推進するために学校支援ボランティア事業の実施や現在、3 小学校 4 教室で実施しています放課後子ども教室事業においても、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点づくりの充実にさらに取り組んでまいります。

「芸術・文化・スポーツの振興」としまして、瀬戸・高松定住自立圏事業の取り組みとしまして、文化芸術鑑賞機会の提供や地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会の提供を実施するとともにスポーツを通じた子どもたちの健全な育成のため、土庄町杯西日本中学生剣道大会、小豆島フレトピアカップの支援や、各種体育大会、文化祭の参加に対して助成をしております。

スポーツ施設の中核をなす総合会館には、新たに柔道畳一式を整備することにより、高校、大学、実業団などの合宿や柔道大会の誘致とあわせてスポーツ交流の場の拡充や利用促進に取り組んでまいります。

文化財保護事業として、町の伝統文化を継承するため、県指定文化財のウバメガシの保護柵拡張工事を実施し、文化財の保護を図るとともに、小豆島にまつわる石の歴史遺産の検証を通して、小豆島の石の情報発信や後世に継承する取り組みなどを行ってまいります。

「子育てしやすい環境づくり」として、不妊治療費に対する助成、妊婦健診の助成、エンゼル祝い金及びすこやか手当事業を引き続き実施するとともに、乳幼児の健康と健やかな育成を図るための乳幼児医療費の助成は、小学校就学前まで実施してまいります。

子育て支援センターを中核に、地域の子育て環境の支援する場の提供として、親子交流、育児に関する相談、子育て講座の開催などにより子育てに対する不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を目指すとともに、病児・病後児保育では、子どもが病気の際に一時的に預かることで安心して子育てができる環境を支援してまいります。

また、出会いの場がないという人に出会いの場を提供し、結婚、出産、子育てを含めた独身男女の出会いの場提供事業を引き続き支援してまいります。

最後に、継続的な課題として「行政の効率化」に取り組んでまいります。

歳入の確保として、債権管理組織を課外室として設置し、職員を増員して税等の徴収体制をより一層強化し、また、税込以外の自主財源の確保についても取り組んでまいります。公共サービスの民営化として、し尿収集の民間委託を地区毎に順次拡大していきます。職員の資質向上及び意識改革のための職員研修の実施及び外部研修への参加をより一層推進し、また、香川県との連携強化のために香川県への職員の派遣も引き続き実施いたします。

行政サービスの向上、事務の迅速化に対応するための地域情報化事業、総合

行政ネットワーク事業、電子自治体システム事業を継続して実施いたします。

町政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げたところですが、町政は住民の皆様のご信頼の上に成り立っているものであります。今後とも、住民本位の行政を基本とし、健全な財政の確保に努め、元気なまち、安心なまち、明るい未来のあるまちに取り組んでまいりたい所存であります。

以上で私の町政運営の基本姿勢と、本日提案いたしました平成 24 年度予算案の大要を申し述べましたが、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 議案の上程、提案理由の説明

○議長（上川正衛君）

日程第 5、議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 10 号の件から日程第 44、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（上川正衛君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いします。

議案書の内容につきまして、3 点事前に説明をさせていただきます。この 3 点については、同様の理由による補正内容が何か所かございますので、以降の説明を省略させていただきます。

1 点目として、職員給与費の共済費の補正部分です。共済費が、国民年金法の一部を改正する法律等の一部が改正されたことにより、4 月にさかのぼって支出するものです。

2 点目として、臨時職員の賃金の部分です。臨時職員の退職金を今年度末で廃止するために支出するものです。

3 点目として、小豆地区広域行政事務組合の負担金部分です。平成 23 年度分の小豆地区広域行政事務組合への項目別の負担金が確定したことによります精算分となります。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号、平成 23 年度土庄町一般会計補正予算第 10 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については、歳出の際にご説明します。

26 ページになります。

歳出といたしまして、1 款 1 項議会費のうち、議員報酬関係費では、今年度、新たに議員となった方の期末手当が期間率により減額されたものです。2 款 1 項総務管理費のうち、会計事務費として、ウイルス対策用のソフト導入手数料でありまして、委託料及び使用料については、電算システム関係の変更にかかるもの、備品購入費では、パソコンの納入価格により減額するものです。財源は、町預金利子と収入印紙等売捌手数料を充当しています。離島振興事業では、離島体験滞在交流促進事業費補助金を用いて、豊島公民館に衛星電話及び非常用発電機を購入するもので、財源は 2 分の 1 国費となります。地域生活交通路線運行事業では、年度の損益が確定し、運行委託料が確定したもので、2 分の 1 は県費になります。防災行政無線管理事業では、修繕費の一部を 24 年度に振り替えたことによるものです。

28 ページになります。

財政調整基金積立金では、利子を財政調整基金に積み立てるものです。豊かなふるさとづくり基金積立金では、ふるさと納税していただいた金額及び利子を基金に積み立てるものです。2 項徴税费のうち、職員給与費では、年度途中の人事異動により給与費を組み替えたものです。、賦課徴収事務費では、法人町民税 1 件、個人住民税 2 件、固定資産税 1 件の還付金にかかるものです。

30 ページになります。

4 項選挙費のうち、香川県議会議員選挙費では、無投票であったため事務費以外を、蛙子池土地改良区総代選挙費では、無投票のため全額を減額するものです。財源の県委託金、負担金を減額しています。

32 ページになります。

5 項統計調査費のうち、港湾統計調査事業、経済センサス調査事業では、県委託金が確定したことによるもので、財源は全額県費になります。地籍調査費の職員給与費では、年度途中の人事異動にかかるもの、地籍調査事業では、国県の補助金が減額となったことなどにより、事業費を減額したものです。

34 ページになります。

3 款 1 項社会福祉費のうち、老人ホーム入所措置事業では、町外の入所者の増による増額とし、財源は負担金を充てています。高齢者生活支援事業では、利用実績により減額し、財源は地方債を充てています。介護保険事業特別会計繰出金事業及び福祉サービス事業特別会計繰出金事業では、各事業会計への繰出金となります。障害者自立支援給付事業では、給付見込の減により減額し、財

源のうち国費、県費とも減額になります。心身障害者等医療費支給事業では、支給見込の増加によるもので、財源は県費を充てております。国民健康保険事業特別会計繰出金事業では、国保会計への繰出金になります。後期高齢者医療事業では、事務費負担金、療養給付負担金の確定によるもの及び繰出金の減額となります。

36 ページになります。

老人保健事業では老人保健交付金の確定精算にともなう、国と県への返還金になります。

2 項児童福祉費のうち、ひとり親家庭等医療費支給事業では、支給見込が増加となるもので、2 分の 1 県費となります。私立・町外保育所運営事業では、入所児童が減ったことによる委託料の減額になります。財源は、国、県費が減額していますが、保育料は増加しています。病児・病後児保育対策費、少子化対策費では、過疎ソフト債への財源更正になります。

38 ページになります。

4 款 1 項保健衛生費です。妊婦健康診査助成事業では、対象者が増えたことによる委託料等の増になります。財源は、県費を充てております。子宮頸がん等ワクチン接種促進助成事業では、申請制度の変更により扶助費から委託料に組み替えたものです。

2 項清掃費のうち、塵芥処理施設維持管理費では、塵芥収集車の修繕費を増額するものです。

40 ページになります。

6 款 1 項農業費のうち、職員給与費では、台風災害による査定業務のため、時間外手当を増額し、ため池等農地災害危機管理対策事業では、委託料の請負契約による精算による減額になり、財源は、県費を減額しています。緑の分権改革調査事業では、予算の組み替えです。農地一般事業では、農業施設の災害復旧事業費が増えたことによる賦課金の増となるもので、一部受益者の負担となります。単県土地改良事業補助金として、町が補助の上乗せするものです。県営土地改良事業では、県営事業費が確定したことによる負担金の精算となります。

42 ページになります。

7 款 1 項商工費のうち、職員給与費では、人事異動による予算の組み替えです。コールセンター企業誘致事業では、事業を断念しましたので、計上した予算を全額減額するものです。ふるさと雇用再生特別基金事業は、電動レンタサイクルの使用料を基金に積み立てるものです。財源は、使用料を充てています。また、観光費では、過疎ソフト債を充てています。

44 ページになります。

8 款 2 項道路橋りょう費のうち、町道新設改良事業として、馬越空地見目線改良工事費等を翌年度の実施として減額するものです。財源の地方債を減額しています。県営道路橋りょう整備事業では、県営事業費の確定による負担金の精算になります。社会資本整備総合交付金事業では、事務費を減額するものです。財源では、地元負担金を充てております。

4 項港湾費のうち、港整備交付金事業では、事業費の確定精算によるものです。財源の県費、地方債を減額しています。県営港湾整備事業では、県営事業費の確定による負担金の精算になります。

46 ページになります。

5 項都市計画費のうち、都市計画事務費では、景観審議会開催による委員報酬の増額になります。都市下水路整備事務事業では、旅費の減額になります。6 項住宅費のうち、民間住宅耐震対策支援事業では、申請の見込による減額となります。財源の国、県費とも減額しています。社会資本整備総合交付金事業では、小海浜住宅建替工事の事業費の精算になります。財源の国費を減額しています。

9 款 1 項消防費のうち、消防団施設維持管理費では、台風時の出動などによる燃料費及び車輛修繕費の増額によるもの、消防施設整備事業では、現在使用中の無線機のバッテリーが、今年度末で生産中止となるため、デジタル無線移行までの予備バッテリーの購入費になります。

48 ページになります。

災害対策事業では、災害時用の衛星電話を購入するものです。

10 款 1 項教育総務費です。教育総務事務費では、瀬戸・高松定住自立圏取組事業として、小学 6 年生を対象にしたミュージカル鑑賞にかかる負担金になります。スポーツ・文化活動等助成事業では、小中学校の体育大会・文化祭参加にかかる補助金の増額になります。

50 ページになります。

2 項小学校費のうち、教育振興事業では、要・準要保護児童の増加による扶助費の増額になります。小学校建設事業では、基本設計委託料の精算による減、実施設計委託料については、24 年度実施のため減額するものです。財源の地方債を減額しています。

3 項中学校費のうち、中学校運営事業では、災害共済の給付対象者の増加によるもので、財源は、全額共済給付金となります。

52 ページになります。5 項社会教育費のうち、旧大鐸小学校校舎改築事業では、事業の精算によるもので、財源は国費が増加し、地方債が減額となっています。大部公民館建設事業では、事業費の確定によるもので、財源の地方債も

減額しています。放課後こども教室事業では、実績見込による報償費の減で、財源の県費も減額しています。県の放課後子どもプラン推進事業費補助金を用いまして、備品を購入するもので、財源は全額県費となります。

54 ページになります。

11 款 1 項農林水産施設災害復旧費のうち、農業施設災害復旧事業では、台風 12 号の工事費及び委託料等の確定によるもの及び台風 15 号にかかる 5 件分の災害復旧工事費になります。財源としては、県補助金、分担金、地方債を充てています。農地災害復旧事業では、台風 12 号の工事費及び委託料等の確定によるもの及び台風 15 号にかかる 18 件分の復旧工事費になります。財源としては、県補助金、分担金、地方債を充てています。漁港施設災害復旧費では、補助金、地方債の額の確定による財源更正になります。

56 ページになります。

2 項土木施設災害復旧費では、財源更正となります。

12 款 1 項公債費のうち、長期債償還元金、利子及び一時借入金利子では、実績見込みによる減額となっております。

次に 8 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費ですが、翌年度に繰り越す 7 件の事業名及び金額となっております。

第 3 表地方債の補正ですが、新たに起債を追加しようとするもの 5 件、変更をしようとするもの 13 件及び廃止しようとするもの 4 件の内容となっております。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 163 万 7 千円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと、68 億 9,934 万円となります。

次に 61 ページをお開きください。

議案第 2 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号であります。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、72 ページになります。歳出としまして、1 款 1 項総務管理費のうち、一般管理事業では、高齢者負担割合の凍結制度の延長にかかる事務費で、全額国費になります。国保連合会負担金では、国保のレセプト統合システムの稼働延期にかかった事務費を負担金として計上し、国の調整交付金として財源に充てるものです。

2 項徴税費のうち、賦課徴収事業では、国保税の 4 名分の過誤納付還付金となります。

2 款 1 項療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費事業、退職被保険者療養給付費事業、一般被保険者療養費事業、退職被保険者療養費事業及び 74 ページの 2 項高額療養費のうち、一般被保険者高額療養事業、退職被保険者高額療養費事

業では、実績見込による療養給付費及び療養費の増額および減額となります。財源については、国、県、療養給付費給付金、共同事業給付金を負担割合に応じて充当しています。

74 ページの 4 項出産育児諸費では、制度改正にかかる財源更正となっています。3 款 1 項後期高齢者支援金等のうち、後期高齢者支援金事業では、負担金の額の確定によるものです。財源は、国、県の負担割合に応じて充当しています。

76 ページになります。

4 款 1 項前期高齢者納付金等のうち、前期高齢者納付金では、負担金の額の確定によるものです。6 款 1 項介護納付金では、負担金の額の確定によるものです。財源は、国・県の負担割合に応じて充当しています。7 款 1 項共同事業拠出金のうち、高額医療拠出金及び保険財政共同安定化事業では、負担金の額の確定によるものです。財源も国・県の負担割合で減額しています。

78 ページになります。

8 款 2 項保険事業費のうち、保健衛生普及事業では、国保調整交付金にかかる病院事業への繰出金となり、財源は、全額国費になります。地域医療確保対策事業、広報事業では、負担金の額の確定によるものです。財源の県費も減額しています。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、6,618 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 20 億 238 万 3 千円となります。

次に 81 ページをお開きください。

議案第 3 号、平成 23 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算第 1 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、88 ページになります。歳出としまして、1 款 1 項総務管理費のうち、財産管理事業では、間伐材の運搬料、森林認証更新審査手数料及び森林協会への負担金となっています。財源は、県費および間伐材の売却代となります。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、99 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 1,130 万 8 千円となります。

次に 91 ページをお開きください。

議案第 4 号、平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 5 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、100 ページになります。歳出としまして、1 款 1 項総務管理費のうち、一般管理事業では、主治医意見書作成件数の増加によるもの、および介護保険制度改正にともなう介護システム機器保守管理の委託料の増となります。財源は、国費を充てております。

2 款 1 項介護サービス等諸費の各サービス給付費、2 項介護予防サービス等諸費、102 ページの 3 項その他諸費、4 項高額介護サービス等費及び 6 項特定入所者介護サービス等費では、利用者一人あたりの単価及び利用者数の増加などの実績見込により増加しています。財源は、国、県、支払基金、一般会計繰入金の各負担割合で充当しています。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、6,396 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 15 億 2,676 万 7 千円となります。

次に 107 ページをお開きください。

議案第 5 号、平成 23 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 2 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、116 ページになります。歳出としまして、2 款 3 項訪問介護サービス事業費のうち、職員給与費では、嘱託 1 名分の退職手当になります。財源は、処遇改善の県費を充てています。

4 項訪問入浴サービス事業費では、登録看護師・ホームヘルパー賃金の実績見込による減となっています。

112 ページになります。

歳入につきまして、1 款 1 項介護給付費収入、2 項予防給付費収入、3 項自己負担金収入及び 2 款 1 項介護給付費収入は、利用者増に伴い、増額を見込んでおり、その分一般会計繰入金を減額としています。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、202 万 7 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 1 億 1,148 万 4 千円となります。

次に 119 ページをお開きください。

議案第 6 号、平成 23 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号であります。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、124 ページになります。歳出としまして、3 款 1 項後期高齢者健康診査等事業費では、健康診査の受診者数の見込により減額するものです。財源も、一般会計繰入金を減額しています。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、230 万円の減額となり、補正前の予算額と合計しますと 2 億 3,752 万 3 千円となります。

次に 127 ページをお開きください。

議案第 7 号、平成 23 年度土庄町病院事業会計補正予算第 3 号であります。

病院事業会計では、第 2 条の収益的収入は、医業外収益で国保事業実施にともなう補助金です。第 3 条の 1 款資本的支出、1 項建設改良費としまして、へき地巡回診療車、眼科手術装置などの備品購入にかかるもので、財源は、国保調整交付金および県費となります。第 4 条の職員給与費では、職員の異動により、

賃金から給与費に振り替えたものです。

以上が補正予算の概要でございます。

引き続き、平成 24 年度各会計当初予算議案のご説明をさせていただきます。

内容の詳細につきましては、委員会付託が予定されておりますので、簡単に説明させていただきます

歳入歳出予算のうち、主なものにつきまして、お手元の資料の予算額調べでご説明させていただきます。予算調べの 2 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1 款町税につきましては、前年度より 66 万 1 千円減額の 15 億 2,820 万 2 千円となっております。

主なものでは、個人町民税が前年度より 982 万 5 千円の減額、法人町民税が 1,518 万円の増額、固定資産税が 1,337 万円の減額、町たばこ税が 454 万 8 千円の増額となっております。

次に、2 款地方譲与税につきましては、自動車重量譲与税の減少により 10.4%、810 万円の減額となっております。

次に、6 款地方消費税交付金が 2.1%、330 万円の減額、それから 8 款地方特例交付金が 169.3%、1,270 万円の増額となっております。

次に 9 款地方交付税でございますが、国の地方財政計画では、国税 5 税分の法定率分のほかに地域経済基盤強化、雇用等対策費などを加算し、前年度より総額で 0.5%、800 億円増額の 17 兆 5,000 億円となっております。土庄町では約 2,000 万円の増額を見込んでおります。

次に 13 款国庫支出金につきましては、土庄港整備、馬越港整備、小海浜住宅建替え事業及び旧大鐸小学校校舎改修等の事業費の減少により 26.5%、1 億 4,588 万 2 千円の減額となっております。

次に 14 款、県支出金につきましては、超高速ブロードバンド整備促進事業、唐櫃漁港の整備及び緊急雇用事業等の事業の増加により 16.3%、7,125 万 2 千円の増額となっております。

次に 17 款繰入金は、財政調整基金の取り崩し減少により 57.8%、8,222 万 9 千円の減額となっております。

次に 20 款、町債につきましては、新規事業の関係から 36.3%、2 億 3,170 万円の増額となっており、県支出金と同様に総務債が大きく影響しております。なお、一般財源不足分を補う臨時財政対策債は、12.4%減少しております。歳入の各項目におきまして、増減がありますが調整後の歳入総額を 66 億 8,200 万円としております。

次に 3 ページをお開きください。

歳出の主なものにつきまして、区分ごとにご説明いたします。

1 款議会費につきましては、議員の地方議会議員年金負担率が減少になりまして、共済費の減額により、11.1%、1,326 万 4 千円の減額となっております。

2 款総務費につきましては、香川県議会議員選挙費、土庄町議会議員選挙費が減少になりますが、新たに超高速ブロードバンド整備促進事業、防災行政無線デジタル化事業、緊急雇用事業及び事務用パソコンの購入などを計上し、また離島航路補助金の増額によりまして、39.4%、3 億 4,424 万円の増額となっております。

3 款民生費につきましては、老人ホーム入所措置事業、介護保険への繰出金、などが増加しておりますが、子どものための手当支給事業の減少に伴い、0.8%、1,372 万 1 千円の減額となっております。

4 款衛生費につきましては、小江いこいの家の建設、一般廃棄物処理施設整備事業にかかる調査など新たな事業が増加しており、従来、し尿収集の民間委託事業を補正対応しておりましたが当初に計上してはいますが、広域クリーンセンターの大規模改修の終了により負担金及び衛生現場の人件費の減少によりまして、0.6%、459 万 7 千円の減額となっております。

5 款、労働費は、若干の減額予算となっております。

6 款、農林水産業費につきましては、新たに港整備交付金事業によります唐櫃、田井漁港の整備及び県営土地改良事業の増額によりまして、81.6%、1 億 3,045 万円の増額となっております。

7 款商工費につきましては、瀬戸内国際こども映画祭等が減額となっておりますが、新たに瀬戸内国際芸術祭に伴う緊急雇用事業を計上し、1.1%、1,183 万円の増額となっております。

次に 8 款土木費につきましては、冒頭に申しあげましたように、港整備交付金事業で土庄港整備事業及び湊崎都市下水路事業における西岡ポンプ場整備が終了したことと、ほかに西土庄港線改良事業が終了し、小海浜住宅の建て替えが完了したことに伴い、21.9%、1 億 3,539 万円の減額となっております。

9 款消防費につきましては、常備消防の負担金の減少、防災ヘリポート整備事業の完了に伴い、5.3%、1,623 万 4 千円の減額となっております。

10 款教育費につきましては、豊島中学校屋内運動場耐震補強事業及び大部幼稚園改築事業を新たに計上しておりますが、大部公民館建設事業の事業量の減少と旧大鐸小学校校舎改修事業の完了に伴い、14.9%、1 億 5,091 万 5 千円の減少となっております。

12 款公債費につきましては、前年度借入金減少見込みにより 4.6%、3,973 万 4 千円減少しています。

歳出総額は、厳しい財政状況のなかではありますが、必要な事業を計上し前

年度より 1 億 200 万円の増額予算とさせていただきました。

以上で平成 24 年度一般会計予算のご説明を終わります。

次に、議案第 9 号、平成 24 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,440 万 8 千円と定めております。これは、対前年度比は、3.8%、97 万 3 千円の減額となっております。

予算の内容につきましては、業務費で統合計画を策定しますが、公債費の減少により減額となっております。

次に、議案第 10 号、平成 24 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1,343 万円と定めております。対前年度比は、6.1%、1 億 1,655 万 6 千円の増額となっております。

予算の内容につきましては、保険給付費では、実績により一般被保険者医療給付費、退職被保険者療養給付費、及び高額療養費が増加しております。また、3 款後期高齢者支援金等から 7 款共同事業拠出金までの項目につきましては、国保連合会、社会保険支払基金の通知による負担金の増額でございます。

次に、議案第 11 号、平成 24 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 4,139 万 5 千円と定めております。対前年度比は、16.1%、2,709 万 4 千円の減少となっております。

予算の内容につきましては、総務費では、町営駐車場案内看板設置工事が完了し、また土庄港フェリーターミナルの地方債の償還完了により減額となっておりますが使用料の減収見込みにより、前年度繰上充用金では増額となっております。

次に議案第 12 号、平成 24 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,557 万 8 千円と定めおります。

予算の内容は、前年度と同様の内容となっております。

次に議案第 13 号、平成 24 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,009 万 1 千円と定めております。対前年度比は、2.2%、22 万 7 千円の減額となっております。

事業の内容は、5 年ごとの森林保険料が増加になりましたが、県外視察がなくなったことにより減額となっております。

次に議案第 14 号、平成 24 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,327 万円と定めております。対前年度比は、

0.2%、4万3千円の増額となっております。

事業の内容につきましては、電気料金が増加しています。

次に議案第15号、平成24年度土庄町介護保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,811万1千円と定めております。対前年度比は、8.0%、1億1,367万7千円の増額となっております。

事業の内容につきましては、要介護者の利用増加に伴い保険給付費の各介護サービス給付費が増額となっており、保険料も増額となっています。

次に議案第16号、平成24年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,135万円と定めております。対前年度比は、0.9%、97万4千円増額となっております。

事業の内容につきましては、住民のニーズに応じた介護予防や介護支援を行い、引き続き質の高い訪問介護サービスや訪問入浴サービスを行っており前年度に比べ利用者が増加しておりますのでサービス事業費が増加しています。

次に議案第17号、平成24年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,843万9千円と定めております。対前年度比は、0.6%、138万4千円の減額となっております。

事業の内容につきましては、健康診査の項目が増え保健事業費が増加していますが、対象者の減少により連合会への負担金が減少し減額となっています。

次に、議案第18号、平成24年度土庄町水道事業会計予算であります。

予算規模は、対前年度比31.2%、1億7,933万4千円の増額予算となっております。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は、前年度に比べ1.6%、692万6千円の増額となっており、水道事業費用は、0.2%、66万5千円の増額となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、前年度に比べ86.3%、1億4,062万4千円の増額となっており、資本的支出は、58.5%、1億7,491万9千円の増額となっております。これは肥土山浄水場更新工事にかかるものです。

次に、議案第19号、平成24年度土庄町病院事業会計予算であります。

予算規模は、対前年度比で25.8%、4億8,016万5千円増額予算となっております。

病院事業収益が17億3,512万5千円で、前年度より5.2%、9,573万2千円減額となっており、病院事業費用につきましては19億8,282万1千円で、3.6%、6,857万1千円の増額となっております。

資本的収入および支出につきましては、資本的収入が4億4,103万9千円で、前年度より997.9%、4億86万9千円増額となっており、資本的支出につきましては、4億7,135万7千円で、484.0%、3億9,064万4千円の増額となっております。本年度は4億3,150万円で電子カルテシステムと医療器械等の購入を予定しております。

以上で各議案の提案説明を終わらせていただきます。

内容の詳細につきましては、委員会付託を予定しておりますので、簡単に説明いたしました。内訳等につきましては、委員会での各課説明で詳しくご審議ください。

また、別冊で審議資料と平成24年度会計別当初予算額調べを配付いたしておりますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、条例関係議案につきましてご説明いたします。

議案書の133ページをお開きください。

議案第20号、土庄町辺地に係る総合整備計画についてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特例措置等に関する法律第3条の規定に基づきまして、1事業の総合整備計画を定めたく、議会の議決を求めらるるものでございます。

134ページになります。

小江いこいの家建設事業でありまして、辺地の概況につきましては、事業費が2,718万4千円で、小江地区を指定するものでございます。

次に135ページです。

議案第21号、土庄町行政組織条例の一部を改正する条例であります。

滞納債権の管理、整理、回収等を一元化、集中化することにより体制強化を図るため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、137ページになります。

議案第22号、土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例であります。

土庄町特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成24年度も自主減額を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に139ページになります。

議案第23号、土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

土庄町長及び副町長の給与支給条例の一部を改正する条例と同様です。

次に141ページです。

議案第24号、土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

であります。

自動車特別運転手当を廃止し、夜間看護の体制を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に 143 ページです。

議案第 25 号、土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例であります。鉄道賃における急行料金、指定席料金の支給範囲を縮小し、寝台料金の支給を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に 145 ページです。

議案第 26 号、土庄町税条例の一部を改正する条例であります。

観光客増に繋がるよう、学生の入湯税の課税免除規定を見直すため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に 147 ページです。

議案第 27 号、土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

土庄町アクティブ大鐸の新設に伴い、大鐸公民館の貸館業務を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、149 ページです。

議案第 28 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定により第 5 期計画期間における保険料を設定し、介護保険施行令の改正に伴う基準所得金額の変更を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に 151 ページです。

議案第 29 号、土庄町国民健康保険土庄中央病院使用料、手数料条例の一部を改正する条例であります。

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い電気代にかかる規定を削除するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に 153 ページです。

議案第 30 号、土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例であります。

消防団の出動手当について、1 回の出動手当の上限を設けるため本条例の一部を改正するものでございます。

次に 155 ページです。

議案第 31 号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。いわゆる一括法に基づく改正であり 4 条例の一部改正です。

まず、土庄町公民館設置条例の一部改正です。内容ですが、大鐸公民館が土庄町アクティブ大鐸に移ることにより位置を変更すること。及び第2次一括法に基づき、公民館運営審議会委員の委嘱に関する基準を条例で規定する必要が生じたため本条例の一部を改正するものです。

次に、土庄町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正です。第2次一括法により土地改良法の改正に伴い、同法96条の4について第2項が新たに追加されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

次に、土庄町営住宅管理条例の一部改正です。第1次一括法により公営住宅法の改正に伴い同居親族要件が廃止されたため、従来のおり同居親族要件を加えるため本条例の一部を改正するものです。

最後に、土庄町港湾条例の一部改正です。第1次一括法により港湾法の改正に伴い、港湾区域の定義が変更されたため本条例の一部を改正しようとするものです。

次に159ページです。

議案第32号、土庄町総合計画策定条例であります。

地方自治法の一部改正により総合計画の義務付け規定が廃止されましたが、総合計画はまちづくりの最上位の計画でありますので、議会の議決をもとめるため本条例を制定するものでございます。

次に161ページです。

議案第33号、土庄町職員の自己啓発等休業に関する条例であります。

職員の自主的、自発的な自己啓発等は、職員の資質の向上をもたらす組織への貢献度につながるため、自己啓発活動における勤務条件等を定めるため、地方公務員法の規定に基づき本条例を制定するものでございます。

次に165ページです。

議案第34号、土庄町アクティブ大鐸の設置及び管理に関する条例であります。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき本条例を制定するものでございます。

次に169ページです。

議案第35号、土庄町企業誘致条例であります。

土庄町内に企業を誘致することにより、雇用機会の拡大及び地域経済の発展を図るため本条例を制定するものでございます。

次に173ページです。

議案第36号、土庄町水道事業の剰余金の処分等に関する条例であります。地方公営企業法の改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

次に177ページです。

議案第 37 号、土庄町病院事業の剰余金の処分等に関する条例であります。  
地方公営企業法の改正に伴い、本条例を制定するものでございます。

次に 181 ページです。

議案第 38 号、瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について  
であります。

内容につきましては、環境プラザ出前講座の終了による取り組みの削除と、  
新たに市民活動団体等との協働の推進のため協働企画提案募集事業を追加する  
ものです。

次に 183 ページです。

議案第 39 号、工事請負契約の変更についてであります。

別冊の審議資料を配布いたしておりますので、参考にしてください。

平成 23 年度大部公民館建設事業、建設主体工事請負契約を変更するものでご  
ざいます。

この請負契約の変更につきましては、提案理由のとおり、外部の安全対策及  
び内部改修工事の増工でございます。

当初請負契約金額、消費税を含めた金額、85,995,000 円に、今回 1,640,100  
円を増額し、変更請負金額、消費税を含めまして、87,635,100 円をもって、香  
川県小豆郡土庄町淵崎甲 1338 番地 1、株式会社西崎組、代表取締役、西崎博史  
と変更契約をしようとするものでございます。

以上で、各補正予算案及び条例案等の説明を終わらせていただきます。

続きましては、人事案件でございますので、町長のほうから提案理由の説明  
をさせていただきます。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

諮問第 1 号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員候補者として下記の者を  
推薦したいので、人権擁護委員法、昭和 24 年法律第 139 号、第 6 条第 3 項の規  
定により、議会の意見を求めるものであります。

提案理由といたしましては、本町の人権擁護委員の田淵晃代氏は、平成 24 年  
6 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き、適切であると思っておりますので、  
同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

### 提案理由に対する質疑（諮問第 1 号）

○議長（上川正衛君）

ただ今、説明のありました諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、諮問第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

### 採決（諮問第 1 号）

○議長（上川正衛君）

お諮りいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についての討論は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（上川正衛君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について原案のとおり適任とすることに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決しました。

## 散 会

○議長（上川正衛君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散 会 午後 12 時 30 分